



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## マイカー通勤者の非課税交通費について

所得税で非課税とされているものの中には、サラリーマンの通勤手当があります。

通勤手当として支給されたものすべてが非課税とされているわけではなく、決められた範囲内の金額であれば非課税とされます。

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

以前は、実際にはマイカーで通勤している人が、例えば定期券等で通勤するとした場合に30,000円かかるなら、その金額までは交通費を支給しても非課税とされていたのですが、現在は上記の控除額一覧の限度額までしか非課税扱いできなくなりました。

## 電車やバスだけを利用して通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン車料金は含まれません。

最も経済的かつ合理的な経路および方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税とされる限度額となります。